

第4回県立最上学園における虐待事案を受けての 再発防止策検討会議の会議録

- 1 日 時 令和3年10月19日(火) 14:30～15:45
- 2 場 所 県庁7階 701会議室
- 3 出席者 委 員：倉岡委員、大江委員、村上委員、下村委員、高橋委員
築達委員、齋藤委員、佐藤委員
事務局：障がい福祉課職員3名

4 協 議

(1) 3回目の会議で出された質疑・意見について

(築達委員)

加害職員2名の現状について、4月に2名とも異動した。1名は障がい児支援の現場から離れている。もう1名は別の職場で再教育中であり、児童の直接処遇の担当はしていない。復帰まで慎重に見極めていきたい。

(2) 再発防止に向けた取組みに関する意見への対応案について

(下村委員)

各学園の園長及び療育部門のトップと第三者を交えた意見交換の場について、第三者とは最上学園に設置されている第三者委員会の保護者会長などをイメージしたものか。

(築達委員)

意見交換会の第三者については社会福祉士などの専門家が考えられるが、まだ検討中の段階である。分野ごとに専門が異なるので、リストアップしたうえで、テーマごとにオブザーバーとして参加いただくのも一つの方法として考えられる。

(下村委員)

療育部門のトップとは。

(築達委員)

各学園に配置されている保育士のトップのことであり、課長補佐級の職員となっている。

(高橋委員)

嘱託医は何科の先生か。

(築達委員)

内科や精神科の先生である。

(高橋委員)

医学的な専門知識を有する人による支援とあるが、自分が勤務してきた施設での経験では、精神科の先生の意見も先生によってまちまちだった。嘱託医がきちんと障がいの特性を理解して支援してほしい。また、保育士も同様に、障がい児の支援経験が豊富な方、特性の見分けができる職員を配置してほしい。

(大江委員)

各学園の園長及び療育部門のトップと第三者を交えた意見交換の場については、先ほど話があったとおり、各学園の第三者委員会とは違う方が外部の目として入った方がよい。アドバイザーとしてリストアップして随時派遣するような形もよいのではないか。そうすれば、園長や療育部門のトップだけが悩まずに、客観的な知見をもとに運営できるのではないか。

理念や倫理観の確認について、民間では施設の理念を浸透させるため、施設内に掲示したり常時携帯したりしている。理念に基づき運営するのが当たり前となっているが、県立施設でも同様の取組みを行っているのか。全職員がきちんと把握しているのか。最上学園の虐待防止マニュアルに理念が記載されているようだが、形骸化しないように確認してほしい。

(村上委員)

職員や学校などに対する虐待の通告義務や窓口の周知を徹底してほしい。また、学校との連携を強化してほしい。今回の案件を受けて、学校関係の方からやっぱりとの声があった。

本人からの訴えについても配慮が必要である。障がい児が自ら届け出るとは難しいことから、定期的に面談をすることなどについて、ガイドラインにも明記してほしい。

勤務体制や業務の効率的な見直しについて、限られた人材でより効率的にというよりは、県立施設は民間より人員が多く配置されており人材が足りている中で見直しがなされてこなかったことから、必要なところに手厚い配置がなされているのか、確認してほしい。また、臨時職員が威圧的な支援を評価していたり、勤務年数が長くなることにより職員が指摘しにくい雰囲気があったことから、臨時職員の人事評価をしっかりと行ったうえで任期の更新を判断してほしい。研修で改善されればよいが、人員を刷新することも考えられる。

(築達委員)

県立施設は民間に比べて職員が多いとのことだが、現場の声を聞くと、重度の障がい児の対応などに追われ、研修の参加もままならない状況であり、ケースによっては、園長や副園長、警備員も体制に加わって対応したこともあった。民間ではどのように対応しているのか、今後研究しながら対応していきたい。

(村上委員)

民間の場合は、ケースに応じて勤務条件をすぐ変更し、遅番や夜勤体制を整えていた。県立施設の場合は手続きなどに時間を要することも理解できるが、民間では柔軟な対応が可能である。

(築達委員)

職員の構成として、子育て中の職員や遠距離通勤の職員も多く、勤務条件の変更にも難しさがある。

(村上委員)

各職員の事情もあるだろうが、利用者に合わせて対応していかなければならない。また、人材育成は最優先であり、民間でも職員のやりくりは大変であるが、その中でも研修に参加しているところ。感覚がずれていると感じる。強度行動障害のケースについては、原因を突き止めて対策を講じれば軽減できるものである。

(倉岡委員)

充実した会議になったと感じている。会議で出された再発防止に向けた取り組みについて、できるもの、できないものがあると思うが、できるものから早急に取り組み、その後も検証しながら柔軟に対応していくことが大事である。

(下村委員)

大学の授業では、障がい児保育に関する科目はあるが、幼稚園や保育所に障がいのある方がいる場合の学びは多いが、重度の障がい児の学びについて現場で対応するには十分とはいえない。そうしたケースへの対応については、採用後、研修などにより身につけていく必要がある。

(村上委員)

10月8日に協会の権利擁護部会が主催した虐待防止研修会があった。オンライン研修で無料であり、全体で170名ほどの参加があったが、最上学園からの参加がなかった。鳥海学園からは園長を含めて数名、やまなみ学園からは1名の参加があった。最上学園の再発防止に向けて取り組む意識が感

じられず、大変残念である。講演の内容はやまゆり園の事案に関するもので、大変有意義なものであった。この事案からも虐待は繰り返されることが明確になっており、最上学園でもまた起こり得るのではないかと心配である。

(佐藤委員)

今の話はとても大切な点である。様々な取組みを行ってもなかなかすぐには信頼の回復につながらないものだが、現場が本当に危機感を感じているのか、一人一人が向き合っているのか。研修の参加者がゼロというのはその表れではないか。職員一人一人が自分たちで作り上げていく意識を感じ取れるように、専門家からの知見を合わせて取り組んでほしい。

※今回の会議の結果、再発防止に向けた取組みの内容に大きな変更はないと考えられるため、第5回目の検討会議は行わないこととし、今後予定している公表内容については、事前に各委員に文書で確認してもらうこととなった。

以上